

No.1

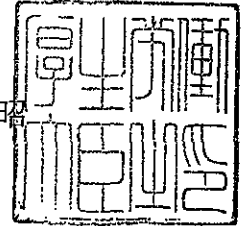
厚生労働省発職 0323 第1号

平成 22 年 3 月 23 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱(案) (抄)

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇四 (略)

五 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正

(一) 育児・介護雇用安定等助成金のうち、その雇用する子を養育する被保険者について、短時間勤務制度を設け、当該制度を利用した被保険者がいる事業主に対する助成について、次のように改正するものとする。

イ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十五号)附則第二条により所定労働時間の短縮措置に係る規定が適用猶予とされた常時百人以下の労働者を雇用する事業主(以下「改正法適用猶予事業主」という。)以外の中小規模事業主については、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者について、短時間勤務制度を設け、当該制度を利用した被保険者がいる事業主に限り、助成の対象とするものとする。

ロ 短時間勤務の制度に関し専門的知識を有する者に当該制度の利用促進について助言を受けた中小規模事業主に対する助成を廃止するものとする。

ハ 助成の対象について、平成二十二年三月三十日以前に助成の対象となる短時間勤務制度を利用させたことのない事業主に限るものとする。

(二) 事業所内保育施設設置・運営等助成金について、事業所内保育施設を設置又は整備した中小企業事業主に対する助成額に係る暫定措置を廃止し、当該助成額を、事業所内保育施設の設置又は整備に要した費用の三分の二に相当する額に引き上げるものとする。

(三) 中小企業子育て支援助成金のうち、短時間勤務制度を設け、当該制度を利用させた事業主に対する助成を廃止するものとする。

(四) 中小企業子育て支援助成金のうち、育児休業制度を設け、当該制度を利用させた事業主に対する助成は、当該被保険者を育児休業後一年以上（平成二十二年五月一日前に育児休業を修了した被保険者にあつては、六箇月以上）継続して雇用した場合に支給するものとする。

(五) (略)

六〇九 (略)

第二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

育児・介護雇用安定等助成金について、次のように改正するものとする。

- (一) 第一の五(一)の助成について、中小規模事業主(改正法適用猶予事業主に限る。)については、助成の対象となる短時間勤務制度を利用した被保険者が最初に生じた場合には百万円、二番目から五番目に生じた場合には八十万円、中小規模事業主(改正法適用猶予事業主を除く。)については、当該被保険者が最初に生じた場合には五十万円、二番目から十番目に生じた場合には四十万円、中小規模事業主以外の事業主については、当該被保険者が最初に生じた場合には四十万円、二番目から十番目に生じた場合には十万円を支給するものとする。

- (二) 第一の五(一)の助成について、期間を定めて雇用されている労働者が最初に生じた場合に係る助成を廃止すること。

第三 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正

短時間正社員制度を導入した事業主に対して支給する短時間労働者均衡待遇推進等助成金について、

制度利用者の二人目から十人目までに係る支給額を十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）に引き上げるものとする。

第四 （略）

第五 その他

- 一 この省令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。（略）
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。